

出雲市フォレスト・サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の整備や林業に関する普及等を図ることにより林業の振興に資するため、出雲市フォレスト・サポート事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する事業者に対して、出雲市フォレスト・サポート運営協議会（以下「森さぼ運営協議会」という。）が、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、種目、補助対象経費、補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金額は100円未満切捨とする。

(交付の申請)

第3条 実施要綱第6条第3項に規定する事業計画認定の通知を受けて事業を実施するにあたり、補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を森さぼ運営協議会会長の定める日までに、会長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定

をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(決定の通知)

第5条 会長は、前条により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、その通知を受領した日から7日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する場合には、補助事業計画変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する予算の20%を超える減額を行うとき
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 第5条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業実績報告書(様式第4号)に会長が定める書類を添えて報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助金確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知する。

(交付の時期)

第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとす

る。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容に違反したとき、又は会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

3 第5条の規定は、前2項の取消しを行なった場合について準用する。

（補助金の返還）

第12条 会長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し補助金返還命令書（様式第7号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（財産処分制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第14条 会長は、第3条第2項のただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 申請者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	種目		内容	事業実施主体	採択要件
1. 森林 施業 支援 事業	(1) 造林事業		民有林で、国、県事業の補助対象外の新植・補植・保育（下刈り、枝打ち、除伐、間伐、）・竹林除去への助成	森林所有者等 林業事業体	新植・補植・保育・新植に先立ち行う竹林除去 樹種：スギ、ヒノキ、マツ等 針葉樹、広葉樹等 面積：0.1ha 以上
	(2) 市産材 生産促進 事業	主伐・ 利用間伐	民有林で、国、県事業の補助対象外の主伐・利用間伐及び運搬への助成	森林所有者等 林業事業体	造林を前提とした主伐・利用間伐による資産材の生産 樹種：スギ、ヒノキ、マツ等 針葉樹、広葉樹等 面積： 主伐：0.1ha 以上 1.0ha 未満 利用間伐：0.1ha 以上 3.0ha 未満 搬出材積：10 m ³ 以上
		運搬			出雲木材市場、出雲地区森林組合丸棒加工工場への木材の出荷 樹種：スギ、ヒノキ、マツ等 針葉樹、広葉樹等 搬出材積：10 m ³ 以上
	(3) 作業道 整備事業	新設	民有林で、国、県事業の補助対象外の作業道整備への助成	森林所有者等 林業事業体	規格：延長 50m以上 幅員 1.5m以上 3m 以内 最急勾配：25%
		修繕			既設作業道管理修繕
	2. 担い 手育 成支 援事 業	(1) 安全対 策事業	安全防具購入	林業従事者及び木材業従事者の労働安全衛生に対する助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者
資格取得					
研修会等開催 支援		担い手育成に資する研修会に対する助成	林業事業体及び木材事業者で構成する組織等	林業の担い手の育成等を目的とした事業であること。	
(2) 機械・器 具支援事業	機械・器具取 得支援	林業労働災害防止・省力化及び品質向上に資する機械・器具の取得、賃借への経費助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者 みんなでつくる出雲の森事業出荷登録者	伐採・集材・運搬（土場まで）、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の購入で1台20万円以上とする。ただし、チェーンソー及び刈払い機の場合は、エンジン式、バッテリー式どちらも1台5万円以上のものを補助対象とし、みんなでつくる出雲の森事業登録者に限る。	

		機械・器具賃借支援		森林所有者等 林業事業者 木材事業者	伐採・集材・運搬（土場まで）、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の賃借。
		林業 ICT 支援	林業の省力化に資する器具購入・システム導入経費に対する助成		林業の省力化に資する器具購入やシステム導入。
3. 普及・啓発事業	(1) 普及事業		森林整備・林業振興に資する事業に対する助成	森林整備・林業振興に資する団体	林業事業者及び木材事業者等が相互に連携し、森林整備・林業振興を目的とした事業であること。
	(2) 啓発事業		森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発活動に対する助成	森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発に資する団体	地域、学校、団体が行う森林・林業・木材利用に関する啓発等を目的とした事業であること